

市民の声

大篠公民館前の

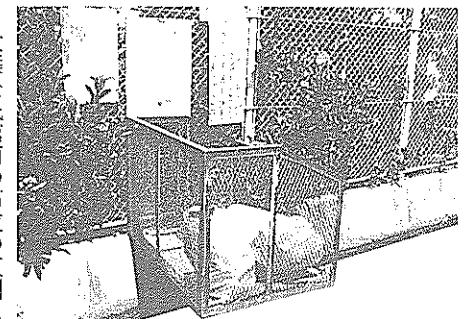
ごみステーションについて

(式地秀男・太浦)

「他不燃物」がいつも集積され、

絶えることがない。

夏は悪臭を放ち、はえの絶好の場所でもあり、また放し飼いの大遊び場ともなって環境を阻害している。



大篠公民館前の市道の東側に

「ごみステーション」がある。

この「ごみステーション」は、

一か年を通じて「ごみ」「そ

このような状態にあることは、誠に残念な思いに耐えない。特に

「ごみステーション」の前に

は大篠小学校があり、教育(情

き場所でなくではないが、

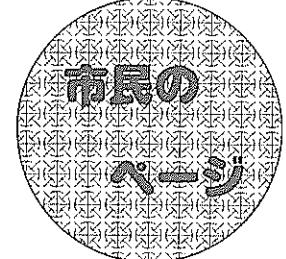
このページは市民の皆さん

が作るページです。どんなことでも結構です。お気

軽に皆さんの「声」をお寄せください。

さて先は、南国市広報委員会(〒783 南国市大

塙甲三〇一)です。



公職選挙法はどう改正されたのですか

Q & A

公職選挙法は

どう改正されたのですか

Q 公職選挙法が改正され、政

治家の寄附行為などが制限され

たようなのですが、政治家の範

囲や制限にはどんなものがある

かなどを分かりやすく教えてく

ださい。

(要望希望)

A 政治家の範囲

国会議員や地方公共団体等の

議會議員、知事、市町村長など

の候補者及び候補者になろうと

する者

禁止行為

(1) 政治家が、選挙区内の者に寄

附すること。

ただし①本人が自

ら出席して普通の社交文の程度を

越えない結婚披露宴の祝儀や葬

式、通夜の香典②政党や親族に

対する寄附③政治教育集会への

やむを得ない実費の補償(食事

や食事料の提供は禁止されています)は、罰則の対象から除外されます。

(2) 政治家以外の者が、政治家名

や有権者が政治家に対して、寄

附を出すように勧誘や要求する

こと。

(3) 有権者が政治家に対し、寄

附を出すように勧誘や要求する

こと。

(4) 政治家名義の寄附を求めるこ

と。

(5) 政治家が、選挙区内の者に對

して、蒼札のための自筆のもの

以外の年賀状、暑中見舞いなど

の時候のあいさつ状(電報も含

まいました。

民謡教室は、五年前に井上笑

子さんと同好者が高知市から西

山彰一さんを講師に迎えて開講。

六年目を迎えて、講師は奥さんの

和枝さんに代わりましたが、拍

手、出だしなどを教え合ひながら

調子を合せて練習の練習の

合間合間の楽しいおしゃべりと、

和氣あいの二時間はいつも

あつという間に過ぎてしまいま

す。月に一曲ぐらいのペースで

曲が変わり、

「リラックスして軽い気持でな

らっています。」

といふ言葉とは裏腹に、録音機なども用意して

皆さん一生懸命。

この間、昭和四八年四月か

らは月二回発行に踏み切るなど、

藤本茂樹広報委員長逝去

風園への慰問、東西南北回り舞台、おさらい会など、さまざまな活動をしています。

教室生は「民謡」というのは作業歌なので、家の合間に口

をついて出できます。民謡を生んだその土地土地の暮らししが身近に感じられ、手に取るように分かるのが大きな魅力です」と語っていました。

一方、四十六年十二月に市教

育委員、五十三年八月には教育

委員長に就任。六十三年一月ま

での長期にわたり、市の教育の

発展に努力。機械好きの「ロ

ケットさん」という愛称でその

人柄は多くの人に親しまれて

ました。

ここに譁んでご冥福をお祈り

いたします。

また、六月二十日には妻津子

さんが、市役所を訪ね本市の教

育に心をくだいた氏の遺志を生

かしたいと市に寄付を寄せられました。



南国市広報委員長藤本茂樹氏(七十歳)が、病氣療養中のところ六月十二日に逝去されました。

として、また昭和五十九年十月からは故山本尚一委員長の後を引き継いで、広報委員長として活躍していました。

この間、昭和四八年四月か

らは月二回発行に踏み切るなど、

む)を出すこと。

(6) 政治家や後援会が、選挙区内の者にいさつを目的に、有料でマスク等に広告を出すこと。

(7) 政治家や後援会に対する有料の広告を求めることがあります。

(8) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(9) 後援会の設立目的にそつなない寄附を出すこと。

(10) 不明の点は、選挙管理委員会事務局(☎ 021-111内線440)までお尋ねください。

岡豊町の筒井浩介君(12歳)が親子クイズの答えのハガキに書いてくれた作品です。

(11) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(12) 岡豊町の筒井浩介君(12歳)が親子クイズの答えのハガキに書いてくれた作品です。

(13) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(14) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(15) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(16) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(17) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(18) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(19) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(20) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(21) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(22) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(23) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(24) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(25) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(26) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(27) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(28) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(29) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(30) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(31) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(32) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(33) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(34) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(35) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(36) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(37) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(38) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(39) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(40) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(41) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(42) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(43) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(44) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。

(45) 後援会が、花輪、供花、香典、祝儀等を出すこと。